

台風等風水害時の対応マニュアル〈越谷市議会〉

代表者会 平成23年11月22日制定

令和6年1月24日改訂

台風等の風水害により、市の災害対策本部が設置された場合、議員及び議会事務局は次のとおり対応する。

なお、越谷市議会災害対策支援本部が設置された場合には、本部の指示に基づき対応するものとする。

- 1 事務局長は、市の災害対策本部が設置された旨を議長・副議長に連絡する。
- 2 連絡を受けた議長・副議長は、速やかに市役所に参集し、待機する。ただし、グループウェアの活用等により連絡体制を確保できる場合は、この限りではない。
- 3 市の災害対策本部から提供された災害情報等は、本部員である事務局長から議長・副議長に報告のうえ、随時、各議員に情報提供を行う。
- 4 各議員が地域で収集した情報は、議長（事務局）に報告する。
- 5 報告された情報は、議長・副議長が整理し、必要に応じて市の災害対策本部に提供する。
- 6 市の災害対策本部の前段体制である風水害警戒本部が設置された場合は、各議員は連絡体制の確保に努める。